

**平成30年度**

**県立戸田翔陽高等学校**

**いじめの防止基本方針**

# 目 次

第1	はじめに	1
第2	いじめの未然防止のための取組	1
第3	いじめ早期発見への取組	2
第4	いじめの早期解決への取組	3
第5	いじめ問題に向けての校内組織	4
第6	いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	5
第7	いじめ防止に関する年間行事予定	8

## 第1 はじめに

この方針は、いじめ防止対策推進法第13条（学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。）に基づき、本校生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、教職員が一丸となっていじめ防止等の対策を効果的に推進するために策定するものである。

## 第2 いじめの未然防止のための取組

### 1 授業力の向上と学習支援

本校では、各教員が自身の授業力向上を図り、「主体的・対話的で深い学び」の取組を進めて、「言語能力」を育成し、わかりやすい授業を心がけることで、学校生活が充実し、いじめが発生しないよう努める。特に、基礎学力の不足するような生徒に対し、授業中やそれ以外の時間を活用し、様々な角度から学習を支援していく。

- (1) 各教科において「何ができるようになるか」を設定し、それに基づいた授業を心がける。
- (2) 教職員相互授業観察シートを活用した教員相互の授業観察を年に2回実施し、教員間での授業力向上に取り組む。また、年次研修等の機会を活用し、積極的に公開授業を行う。
- (3) 各教員が生徒による授業評価を各学期に行い、自らの授業改善に役立てる。
- (4) 1年次の国数英の授業において、基礎・標準・発展の三展開による習熟度別授業を行い、レベルに応じたわかりやすい授業を行う。
- (5) 県の主催する、未来を拓く「学び」推進事業等に積極的に取り組み、指導方法の研鑽に努める。「主体的・対話的で深い学び」の手法を取り入れて、教員と生徒、生徒同士のコミュニケーション能力を高める。
- (6) 大学等と連携を図りながら、学習サポーター（学習支援員）を採用し、特に基礎学力が不足する生徒への個別の学習支援を行う。
- (7) 多文化共生推進委員を活用し、日本語を母語としない生徒のサポートを行うことで、通常の授業にも主体的に参加できる能力を養う。

### 2 豊かな心の育成といじめを許さない学校づくり

様々な教育活動の中で、生徒自身の豊かな心とコミュニケーション能力をはぐくむとともに、学校全体でいじめを許さないような雰囲気づくりに尽力する。

- (1) 県の作成した教材「明日をめざして」を活用し、人間としての在り方生き方に関する教育に積極的に取り組み、他を思いやる心を育てるとともに、人としての常識やマナーを身につけさせる。

- (2) 合同部集会等の機会に、校長や教員が生活規律や生徒指導について折に触れ話をすることで、社会適応力を育成する。
- (3) 「人権感覚育成プログラム」を授業等で積極的に活用し、生徒の人権感覚を養い、自分や他人の人権を守ろうとする意識を高める。
- (4) ボランティア活動を奨励し、奉仕の精神や助け合いについて考えさせる機会とする。また、インターンシップを推進し、他者と関わることの喜びや大切さを気づかせ、自己有用感を持たせる機会とする。
- (5) 多文化交流会を開催し、それぞれの文化を理解しお互いを認め助け合う精神を養う。
- (6) 非行防止教室、薬物乱用防止教室、保健講話等の機会に、外部の方の講演を設定し、豊かな経験に基づく示唆に富む話を聞かせ、自ら気をつけるべきこと等について考えさせる。
- (7) ネットいじめ等の予防のため、全校一斉で携帯電話マナー講習会を開催したり、県の作成した視聴覚教材を活用したりするなどして、ネットに潜む危険性を認識させるとともに、個人情報取り扱いやネット上のマナーについて学習させ、正しい知識を身につけさせる。また、ネットの危険性等について保護者にも文書等を通じて啓発を行う。

### 3 授業環境の整備と学級づくり

生徒自身が、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるよう、授業やホームルーム活動等を通じて、授業環境の整備と学級づくりに取り組む。

- (1) 授業を大切にするという観点から、毎授業開始時には服装を正し、携帯電話の電源を切り、不要な物をしまう等、授業規律について必ず確認する。また、ノーチャイムによる生徒の自主的な時間管理について徹底を図る。
- (2) 日頃から清掃活動を励行し、清潔な学習環境を確保するとともに、施設設備の不備等にも迅速に対応する。
- (3) 必要に応じて中学校と連携し、生徒の情報を得ながら学級づくりに役立てる。
- (4) 学校公開日を年に2回設けるなど、広く学校を公開し、保護者や地域からの意見を学校経営・学習環境改善に活かす。
- (5) 生徒を交えた学校評価懇話会を年2回開催し、評議員・生徒・教員の三者でいじめ防止について意見交換を行う。

## 第3 いじめ早期発見への取組

### 1 情報の収集

本校では、いじめはどの生徒にも起こりうるという観点から、いじめ等に関し積極的に情報収集に取り組み、早期発見に努める。

- (1) いじめに関するアンケート調査を年2回実施し、状況を把握するとともに、いじめが認知された場合には迅速に適切な対応を図る。

- (2) 大学等の研究機関と連携し、生徒のメンタルヘルスに関するアンケートを実施し、分析結果をもとに教職員研修を実施する。とくにいじめや自殺願望に注意しながら、生徒のメンタルヘルスの状態を十分に把握した教育活動を行う。
- (3) 日頃から担任による二者面談を励行し、生徒の些細な変化も見逃さず対応する。面談等で把握した問題について、担任だけで抱え込まず、部帯や年次、教育相談部等で情報を共有し対応を図る。
- (4) 学校全体での三者面談期間を年3回設定し、生徒と保護者からいじめ等に関する情報を得る機会とする。
- (5) 新曽地区の小中高5校が集まる連絡協議会において、いじめを含む生徒指導に関して他校種との情報・意見交換を行う。

## 2 相談しやすい雰囲気づくり

本校では、生徒本人が相談しやすい環境を構築し、悩みごと等を一人で抱え込まないよう取り組む。

- (1) 1年次は1クラス40人の生徒に対して2人の正担任を配置し、他の年次では20人規模のクラス編成で1人の担任配置を行い、担任と生徒がよりコミュニケーションを図りやすい環境を整備し、いじめ等の早期発見につなげる。
- (2) 教育相談部を中心に、教育相談体制を充実させ、生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、チームとして生徒の相談に対応できるよう取り組む。
- (3) カウンセリングルーム脇に相談について手紙で申し込める窓口を設けるとともに、メールや電話による相談窓口を設けその周知を図り、いじめ等の問題について相談しやすい体制をつくる。

## 3 いじめ早期発見に向けた教員のスキルアップ

生徒の些細な変化も見逃さないよう、教員のスキルアップを図り、いじめを早期に発見する力を身につけさせる。

- (1) スクールカウンセラー等による教員研修を実施し、生徒への対応方法等について知識を深める。
- (2) 特別支援教育巡回支援員を活用し、発達障害等の生徒への対応について知識を深め、いじめの早期発見を図る。
- (3) 本校独自の「生徒指導ハンドブック」を活用し、教員全員が統一した生徒指導を行えるようにする。ハンドブックについては、県の作成した「New I's」等も参考にしながら適宜見直しを図る。

## 第4 いじめの早期解決への取組

### 1 早期解決に向けた事前の取り組み

本校では、いじめや生徒指導案件を認知した際に、問題が速やかに解消されるよう、事前に対応方法を検討しておくとともに、その方法に基づき組織的に対応できるよう

にするため、以下の取り組みを実践する。

- (1) 生徒指導ハンドブックを活用し、それに基づく統一した生徒指導ができるよう、日頃から問題発生時の対応方法についてOJTに取り組む。
- (2) 教員が日頃から段階的指導を意識しながら生徒指導を行い、問題が小さい段階で芽を摘むような体制を構築する。
- (3) 生徒懲戒の基準を整備し、厳正な対応を図れるようにするとともに、その基準について生徒を通じて全保護者に文書で周知する。

## 2 問題発生時の対応

本校では、いじめを含む生徒指導案件が発生した場合には、各所と連携を図りながら組織的に迅速な対応を図り、速やかに問題が解消されるよう取り組む。

- (1) いじめ等の問題を担任や教科担当者等が認知した場合に、一人で抱え込まず、部帯や年次、生徒指導部等に報告・連絡・相談し、常に組織的に対応を図る。
- (2) いじめを認知した際には、速やかに家庭との連携を図り、本人や保護者から情報や問題対応に関する意向をよく確認するとともに、学校の取組についても情報を速やかに伝え、被害生徒の立場に立ち、より良い形で問題が解決するよう取り組む。
- (3) 早期に警察へ相談・通報すべき事案については、警察と連携を図り迅速かつ慎重に対応する。
- (4) いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (5) ネット上の不適切な書き込み等について内外から情報提供があった場合には、速やかに適切な対応を図る。
- (6) いじめ防止対策推進法第23条2（学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。）に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

## 第5 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止等の対策をより効果のあるものとし、いじめ根絶に向けた全職員による取り組みを進めるため、本校では、いじめ防止対策推進委員会を設置する。

### 【構成】

この委員会は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、各分掌の主任、各年次の主任を中心として構成する。個々の事案により、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員、学級担任、部活動の顧問等が委員となることもある。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

### 【活動内容】

いじめを未然に防止するための方策や、早期発見に向けた取り組みについて検討、推進を図る。

いじめ防止対策推進法第 28 条における「重大事態」に対応する。

家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。

#### 【開催】

各学期に開催するが、重大事態が発生した際は、緊急で開催する。

## 第 6 いじめ防止対策推進法第 28 条における「重大事態」の対応に

### ついて

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

本校では、いじめ防止対策推進法第 28 条における「重大事態」を全職員が理解し、重大事態が発生した場合には直ちに埼玉県教育委員会に報告するとともに、原則としていじめ防止対策推進委員会において、教育委員会と連携を図りながら調査を実施する。

調査については、事実関係を明確にすることを主眼とする。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生

防止を図るものであり、本校は、県教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合は、可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いて学校生活に復帰できるよう支援する。

いじめを行った生徒については迅速かつ適切な指導を行う。

いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを検討する。いじめを行った生徒が判明した場合は迅速かつ適切な指導を行う。

### 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。



## 学校用

# 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

## 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）  
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)  
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)  
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

### 学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

### 学校の設置者が調査主体となる場合

#### ● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

## 第7 いじめ防止に関する年間行事予定

4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談部による新入生オリエンテーション</li> <li>・生徒懲戒の基準に関する通知を、生徒を通じて全保護者に配布</li> <li>・基礎力診断テスト</li> <li>・携帯電話マナー講習会</li> <li>・いじめ防止対策推進委員会による今年度学校基本方針策定</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同部集会にて校長・生徒指導部による講話</li> <li>・他者に関する思いやりに関する人間としての在り方生き方教育</li> <li>・生徒のメンタルヘルスに係る教職員研修</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三者面談</li> <li>・第1回いじめ調査、学校生活に関する生徒・保護者アンケート</li> <li>・多文化交流会</li> <li>・学校評価懇話会において基本方針の確認・協議</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同部集会にて校長・生徒指導部による講話</li> <li>・非行防止教室、薬物乱用防止教室</li> <li>・基礎力診断テストに基づく進路研修会</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸田市ふるさと祭りボランティア</li> <li>・スクールカウンセラーによる研修会</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同部集会にて校長・進路指導部・生徒指導部による講話</li> <li>・マナーに関し考えさせる人間としての在り方生き方教育</li> <li>・学校基本方針中間評価・改善検討</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同部集会にて校長・教務主任・生徒指導部による講話</li> <li>・戸田市商工祭ボランティア</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育に関する研修会</li> <li>・自他への配慮に関する人間としての在り方生き方教育</li> <li>・自分を律し正しく判断することに関する人間としての在り方生き方教育</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同部集会にて校長・生徒指導部による講話</li> <li>・差別や偏見について考えさせる人間としての在り方生き方教育</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同部集会にて校長・生徒指導部による講話</li> <li>・第2回いじめ調査、学校生活に関する生徒アンケート</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価懇話会において基本方針の協議</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎力診断テスト</li> <li>・合同部集会にて校長・生徒指導部による講話</li> <li>・いじめ防止対策推進委員会による今年度方針に関する振り返りと新年度方針の検討</li> </ul>